

経 済 産 業 省

公 印 省 略
20251222資第4号
令和7年12月23日

新潟県知事 花角 英世 殿

経済産業大臣 赤澤 亮正

東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉の再稼働へ
向けた政府の方針への回答にあたっての国の対応の確認について（回答）

令和7年12月22日付け原安第226号をもって送付のありました上記の件について、別紙
のとおり回答します。

(別紙)

日頃から、エネルギー政策、原子力政策の推進に当たって、貴殿には、特段の御理解と御協力を賜り、心から感謝いたします。

令和7年12月22日付け原安第226号をもって送付いただいた、7つの確認事項について、以下のとおり回答申し上げます。この7つの確認事項については、原子力関係閣僚会議において確認された「原子力防災の充実・強化」、「東京電力のガバナンス強化策」、「地域の実情や要望を踏まえた地域振興・防災対策」に係る方針に基づき、取組の具体化を進めること等を通じ、国として責任を持って、着実に対応してまいります。

また、7つの確認事項に関する取組の状況について、今後、新潟県と年1回以上、定期的に共有を図ってまいります。

(原子力発電の必要性と安全性についての理解促進)

原子力発電の必要性や我が国を巡るエネルギー情勢等、新規規制基準に基づき強化された発電所における安全対策の状況、防災対策等について、原子力関係閣僚会議の方針に基づき、住民説明会、紙面広告、駅構内やバス停における交通広告、インターネットやSNSなどの多様なメディアを活用した広報展開など、東京電力ホールディングス株式会社（以下、「東京電力」という。）とも連携しつつ、県民の皆様の御理解が進むよう、わかりやすく丁寧な情報発信に粘り強く取り組んでまいります。

(原子力発電所の安全性の向上への不断の取組)

原子力の利用にあたっては、安全性の確保が大前提です。原子力発電所の安全性については、原子力規制委員会において、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ策定された新規規制基準に基づき、最新の知見も踏まえ、審査や検査が行われていると承知しており、政府としては、原子力規制委員会が新規規制基準に適合すると認めた原子力発電所についてのみ再稼働を進める方針です。

また、原子力事業者は、ゼロリスクはないとの認識のもと、自ら安全性の向上に不断に取り組んでいくことが極めて重要です。国としても、東京電力に対し、原子力事業者として、安全に対する高い意識をもって、最新の知見の活用なども通じて、自律的かつ継続的に改善に努め、安全性向上に不断に取り組むよう、しっかりと指導してまいります。

(緊急時の対応についての理解促進、民間事業者と実動組織との連携)

原子力災害時における避難の円滑化は、地域住民の皆様のお安全安心の観点からも重要であり、地域住民の皆様のお不安を少しでも解消できるよう、新潟県、関係市町村と内閣府（原子力防災担当）や原子力規制庁等の関係省庁等が連携して、引き続き丁寧な説明など地域住民の皆様への周知・理解促進に取り組んでまいります。

また、原子力災害時は、政府が一体となって対応し、実動組織は、原子力災害対策本部長から災害派遣要請を受けた場合、自治体や関係省庁などの関係機関と密接に連携しつつ、人命救助の

ための住民避難の支援等の活動を行います。こうした対応を円滑に実施するためにも、民間事業者と実動組織との連携は重要であり、通常時の新潟県や関係自治体における訓練や関係者による意見交換の場等を通じて対応能力の向上を図っていくなど、関係省庁が連携して原子力防災体制の継続的な充実・強化に取り組んでまいります。

(避難路の整備促進、除排雪体制の強化、屋内退避施設の集中整備の促進に向けた取組)

6方向へ放射状に避難する経路の整備促進や除排雪体制の強化等に向けて、原子力関係閣僚会議の方針に基づき、新潟県による調査等が終了したものから、県、関係省庁と連携しつつ、できる限り速やかに整備を推進してまいります。

UPZ自治体による避難路整備要望については、新潟県の意向を踏まえながら、今後、県が実施する調査に連携して取り組み、早期の方針決定に向けて事業の精査を進めてまいります。

令和6年11月に立ち上げ、避難路の整備促進に向けた協議を進めている「原子力災害時の住民避難を円滑にするための避難路の整備促進に向けた協議の枠組み」の下で、引き続き、着実に、必要な避難路の整備等を進めてまいります。

また、屋内退避施設については、原子力関係閣僚会議の方針に基づき、内閣府（原子力防災担当）と関係省庁、機関が連携し、当面5年で50箇所程度を目途に、集中的に整備を進めてまいります。その後の整備についても、県、関係市町村とよく相談しながら対応してまいります。

(原子力に係る諸課題への取組)

原子力については、いかなる場合もゼロリスクはないとの認識のもと、テロや武力攻撃など様々なリスクを想定し、自衛隊、警察、事業者といった関係者で情報共有や共同訓練を実施するなど連携強化に取り組んでおり、引き続き、政府一体となって、原子力発電所の安全性確保に向けて不断に取り組んでまいります。その上で、原子力発電所に対する武力攻撃に対しては、防衛出動により対処するほか、「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」や「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」等の枠組みの下で、原子力施設の使用停止命令、住民避難等の措置を準備しております。

原子力を長期的に利用していくに当たり、核燃料サイクルや高レベル放射性廃棄物の最終処分をはじめとするバックエンドへの対応は重要です。特に、核燃料サイクルの中核である六ヶ所再処理工場について、その竣工は必ず成し遂げるべき重要課題であり、同工場の竣工に向け、審査対応の進捗管理や必要な人材確保などについて、官民一体で責任を持って取り組んでまいります。直面する課題を一つ一つ解決し、核燃料サイクルの確立に向けて、全力を挙げて取り組んでまいります。

また、高レベル放射性廃棄物の最終処分は、将来世代に先送りできない国家的課題です。現在、北海道寿都町及び神恵内村並びに佐賀県玄海町で文献調査プロセスを実施しており、引き続き、地域の声に向き合い丁寧に対応してまいります。さらに、文献調査地区拡大に向けては、全国基礎自治体への個別訪問や全国的な説明会の開催などを通じ、国主導の取組を強化してまいります。

原子力については、いかなる場合もゼロリスクはないとの認識に立った上で、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓も踏まえた新規制基準のもと、安全性の確保を最優先として取り組んでまいります。その上で、万が一事故が起きた場合、原子力災害への迅速な対応、即ち、事故の拡大防止と早急な事態の収束や、実動組織による各種支援を含め、住民避難の支援、物資の円滑な供給、医師の派遣などが円滑に行われるよう、関係法令に基づき、責任をもって対処いたします。

原子力損害への賠償については、被害者に対する賠償が迅速かつ適切になされるよう、「原子力損害の賠償に関する法律」や「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」の枠組みに基づき、事業者の無限責任を前提として、必要な賠償資金を確保できることになっており、そうした制度を適切に運用することで、原子力事業者による賠償措置が迅速かつ適切に行われるよう、政府として責任を持って対応してまいります。

今後とも、原子力に対する様々な御懸念の声があることを真摯に受け止め、原子力に係る諸課題に対し、国が責任をもって取り組み、丁寧に説明してまいります。

（東京電力の信頼性の確保に向けた取組）

政府に設置した「柏崎刈羽原子力発電所の運営に関する監視強化チーム（以下、「監視強化チーム」という。）」において、関係省庁の緊密な連携のもと、東京電力による

①安全性向上や原子力防災強化に向けた取組

②立地地域との共生に向けた取組

③情報発信や地域の理解に向けた取組

など、発電所の安定的な運営に資する取組の進捗状況について、監視を強化するよう、国として取り組んでまいります。

その上で、監視強化チームの活動について、立地自治体をはじめとする地域の方々に対しても、様々な機会を通じて丁寧に説明してまいります。

（電源三法交付金の見直しの検討）

電源立地交付金は、発電用施設の設置・運転の円滑化を目的に、電気の生産地にも消費地が享受する恩恵の一部を還元するため、電源立地地域の自治体に対して交付しているものであり、立地地域の振興や発展のために重要です。

本年2月に閣議決定した第7次エネルギー基本計画において、課題解決に必要な財源確保に向けた方策の検討・具体化を含め、地域の持続的な発展に向けた取組を進めていくこととしており、今後、検討を速やかに進めてまいります。

以上